

令和5年第3回長久手市議会定例会
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
同意案第15号	長久手市副市長の選任について	市長公室

令和5年第3回 長久手市議会定例会 議事日程 (案)

一般質問

順序	区分	氏名	A案	B案	C案
1	個人	田崎あきひさ 議員	10月27日(金) 6人	10月27日(金) 6人	10月27日(金) 5人
2	個人	ささせ順子 議員			
3	個人	川合ともゆき 議員			
4	個人	山田けんたろう 議員			
5	個人	野村 弘 議員			
6	個人	木村さゆり 議員			
7	個人	にしだ亮太 議員	10月30日(月) 5人	10月30日(月) 6人	10月30日(月) 5人
8	個人	山田かずひこ 議員			
9	個人	おくだけんじ 議員			
10	個人	水野勝康 議員			
11	個人	伊藤真規子 議員	10月31日(火) 4人	10月31日(火) 3人	10月31日(火) 5人
12	個人	大島令子 議員			
13	個人	わたなべさつ子 議員			
14	個人	なかじま和代 議員			
15	個人	冨田えいじ 議員			

令和5年第3回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 9月15日		<p>件名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願</p> <p>要旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。 1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。</p>	<p>請願者 豊明市 [REDACTED] 愛知地区教職員組合 執行委員長 [REDACTED] 他246名</p> <p>紹介議員 おくだけんじ 大島令子 田崎あきひさ なかじま和代 ささせ順子 山田けんたろう 野村 弘 わたなべさつ子</p>	



定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和5年 9 月 15 日

長久手市議会議長

岡崎 つよし 殿

請願者 豊明市 [Redacted]

愛知地区教職員組合

執行委員長 [Redacted]

紹介議員

おくだけんじ

大島 今子

いしづき あきこ

246 名の署名簿を添付

たかじま 和代

ささせ 順子

山田 けんたろう

野村 弘

わたなべ さつ子



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資 料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和五年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛

参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3. 市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

2. 定数改善の経緯について

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

資料 4. 2023年度愛教組定数重点要求

資料 5. 令和5年度予算の編成等に関する建議

(財政制度等審議会資料)

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

令和5年度要求・要望額 1兆5,108億円
（前年度予算額 1兆5,015億円）



文部科学省

小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,158人の改善を要求。

・教職員定数の改善 +111億円（+5,158人） ・教職員定数の自然減等 ▲132億円（▲6,132人）
・教員給与の見直し+ 1億円 ・人事院勧告実施に伴う調整 +113億円 計 対前年度93億円

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

小学校高学年における教科担任制の推進 950人

○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

（参考）35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。
・経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）
35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…（略）



○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 664人
- ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 111人
- ✓ 初任者研修体制の充実 ▲ 58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

（優先的に専科指導の対象とすべき教科）
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点から、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。（改善見込総数は3,800人程度）

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 500人

- ✓ 中学校における生徒指導や支援体制の強化 +250人
- ✓ チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人
（主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員）

- ✓ 離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +50人
- ✓ 貧困等に起因する学力課題の解消 +100人

給与関係 管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【546人】を別途要求（12億円）【復興特別会計】

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

令和5年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,216億円
1兆5,015億円



文部科学省

小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,808人の改善。

- ・教職員定数の改善 +104億円 (+4,808人)
- ・教職員配置の見直し ▲8億円 (▲350人)
- ・人事院勧告による給与改定等 +255億円
- ・教職員定数の自然減等 ▲132億円 (▲6,132人)
- ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022(抜粋)

35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…(略)



○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

小学校高学年における教科担任制の推進等 1,100人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 +250人(一部再掲)

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +160人
- ✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員)
- ✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ✓貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

<2019年3月>

2019年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ2,615人の定数改善は大幅に見直され、1,210人の加配にとどまった。

<2020年3月>

2020年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ1,920人の定数改善は大幅に見直され、1,411人の加配にとどまった。

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の加配にとどまった。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

<2022年3月>

2022年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校高学年における教科担任制の推進や少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などのために概算要求に盛り込んだ6,135人の定数改善は大幅に見直された。

<2023年3月>

2023年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,158人の定数改善は大幅に見直された。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編製の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられている。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で検討することが示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2023年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、教職員定数については、「これまで、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少しておらず、教員の『量』的充実度は既に先進国の中でも高い水準にある。」としている。こうした財務省による、教員の「量」的充実度が高い水準にあるという考え方は、現場の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることから、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について (国による法改善の主な内容)

第1次計画 (1959～1963)	
学級編制基準を50人とする。	改善増 34,000人
第2次計画 (1964～1968)	
学級編制基準を45人とする。	改善増 61,683人
第3次計画 (1969～1973)	
4個学年による複式学級解消。	改善増 28,532人
第4次計画 (1974～1978)	
3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化	改善増 24,378人
第5次計画 (1980～1991)	
学級編制基準を40人とする。	改善増 79,380人
第6次計画 (1993～2000)	
指導方法の改善のための定数措置	改善増 30,400人
第7次計画 (2001～2005)	
教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置	改善増 26,900人
第8次計画 (2006～2010)	
06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。 (2010)	
少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。	改善増 4,200人
新・定数改善計画(案)(2011～)	
11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。 (2011)	
小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置	改善増 2,300人
(2012)	
小学校第2学年の35人学級実現のための加配措置 学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増 3,800人
新たな定数改善計画(案)(2013)	
13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。 (2013)	
いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増 1,800人
(2014)	
2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。 いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増 1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（2015）

2015年度からの10年間で31,800人の定数改善を示し、15概算要求に初年度2,760人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,500人

(2016)

2016年度からの9年間で28,100人の定数改善を示し、16概算要求に初年度3,040人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,525人

(2017)

2017年度からの10年間で29,760人の定数改善を示し、17概算要求に初年度3,060人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,868人

(2018)

2018年度からの9年間で22,755人の定数改善を示し、18概算要求に初年度3,415人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,465人

(2019)

2019年度からの8年間で18,910人の定数改善を示し、19概算要求に初年度2,615人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,240人

(2020)

20概算要求に1,920人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,437人

(2021)

21概算要求には、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込まれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけた加配のみにとどまった。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,810人

(2022)

22 概算要求に6, 135人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

(2023)

23 概算要求に5, 158人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校における35人学級の推進のための加配措置

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

<2005年11月>

小泉政権のもと、国と地方の税財政を見直す「三位一体改革」を実施する過程で、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられた。

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかわる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問いただし、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。

<2015年4月> 2015年度政府予算 義務教育費国庫負担金 38億円減

<2016年3月> 2016年度政府予算 義務教育費国庫負担金 13億円減

<2017年3月> 2017年度政府予算 義務教育費国庫負担金 22億円減

<2018年3月> 2018年度政府予算 義務教育費国庫負担金 20億円減

<2019年3月> 2019年度政府予算 義務教育費国庫負担金 27億円減

<2020年3月>

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するために21億円の増額措置となった。

<2021年3月>

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。

2021年度政府予算 義務教育費国庫負担金 57億円減

<2022年3月>

少子化の進展による教職員定数減や加配定数の見直し、国庫負担金の算定方法の見直しなどによる義務教育費国庫負担金の減額がされた。

2022年度政府予算 義務教育費国庫負担金 149億円減

<2023年3月>

小学校における35人学級の計画的な整備や、高学年の教科担任制の推進、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。

2023年度政府予算 義務教育費国庫負担金 93億円増

【国庫負担率3分の1による弊害】

国庫負担率が3分の1であることにより、残りの3分の2は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、2021年度、23の県・市で約43.7億円の義務教育費国庫負担金が返上された。

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元にむけて、斎藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めていく。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2023年度愛教組定数重点要求

一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求めるとりくみをすすめます。

- 1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。
また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。
 - ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
 - ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。
- 2 学級規模縮小を含めた国による定数改善計画の早期策定・実施にむけて、関係機関に働きかけること。
- 3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。
 - (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
 - (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
 - (4) 発達障害児童生徒対応通級指導教員の配置を拡大すること。
 - (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
 - (6) 養護教員の複数配置を拡大すること。
 - (7) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (8) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (9) 特別支援学級の担当教員は、1学級最低2人配置すること。
 - (10) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
 - (11) 中学校におけるキャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
 - (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
 - (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
 - (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
 - (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
 - (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
 - (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。

令和5年度予算の編成等に関する建議

令和4年11月29日
財政制度等審議会

4. 文教・科学技術

有力な天然資源等を持たない日本にとって、質の高い教育や研究によって有為な人材や研究成果を生み出すことが、一人一人の生活が豊かになるためにも、国全体の経済社会を強靱で持続可能なものにするためにも、極めて重要である。

一方で、教育・研究を取り巻く環境は大きく変化している。少子化の進展により、教育の受け手の数も教員や研究者のなり手の数も減少する中、限られた人的リソースの中でどのように質を確保していくかが課題となっている。また、社会の複雑性や流動性が増す中、学校や研究所だけで完結した対応を目指すのではなく、地域や企業と力をあわせ、ダイバーシティを確保しながら教育・研究を進めていくことや、地域や企業のニーズにあった人材育成・研究成果につながる効果的な取組を進めていくことが求められるようになっている。

このような状況においては、予算の量的拡大では問題は解決されない。予算が教育・研究の質の向上に効果的に活用されているかが重要となる。この観点からは、予算を関係者間で薄く広く分配するのでは、高い効果は期待できない。他の学校や地域・企業との連携、又は海外の研究者等との連携を戦略的に行っているところ、教員や研究者など一人一人の力が最大限に活かされるようなマネジメントが行われているところに、重点的に資金を回していく必要がある。

また、予算事業によって戦略的に知見を獲得し、それを活用して制度改善を図ることで、量的な拡大再生産ではなく、質的な向上が自走的な好循環につながっていくような環境、構造を、少しずつでも作り上げていく必要がある。そのためには、できるだけその後の政策判断に資するような形でアウトカムを把握する工夫も必要になる。極めて厳しい財政状況の下、それでも財政支出を続けるのであれば、国民の税金を最大限活かす仕組みの構築が必須である。

このような問題意識から、以下、個別の論点について提言を行う。

(1) 義務教育

① 教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数

少子化の進展により、教育の受け手の数もなり手の数も減少する中、限られた人的リソースの中でどのように質を確保していくかが教育分野を通じた課題であり、現下の人口動態に対応した義務教育体制の再構築が必要である。教員が本来の中心的業務である授業に専念し効率的に業務を行うことができるよう、働き方改革の取組や教員を保護する環境作りを進め、学校を魅力ある職場に変革し、免許制度や採用方法について新たな仕組みを検討することや研修の効果検証を通じて、若者を中心とした優秀ななり手の発掘・育成に取り組んでいくことが重要である。〔資料Ⅱ－4－1参照〕

教職員定数について様々な見方があるが、平成以降、様々な定数改善措置を講じてきた結果、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少しておらず⁸⁸、その結果、教員一人当たりの児童生徒数は既に主要先進国の平均を下回り、経年で比較しても大きく減少している⁸⁹。教員の量的充実度が既に先進国の中でも高い水準であることも踏まえ、量の拡充には慎重に対応していく必要がある。〔資料Ⅱ－4－2参照〕

一方、教員の採用倍率は、大量退職に伴う採用者数の増加などにより大幅に低下しており、質の高い教員の確保が困難になりつつある。少子化に伴う新社会人の減少を踏まえれば、なり手の確保が喫緊の課題となっている。〔資料Ⅱ－4－3参照〕

② 学校の魅力ある職場への変革

平成28年度（2016年度）教員勤務実態調査によれば、日本の小学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、平成30年（2018年）の国際比較調査においても同様の傾向であった。〔資料Ⅱ－4－4参

⁸⁸ 児童生徒数当たりの教職員数を平成元年度（1989年度）と同じ割合とした場合の教職員数（約47万人）と比べれば約20万人の増であり、特別支援学校・学級に通う児童生徒数の増加による教職員定数の増8万人（文部科学省調）を考慮しても、実質的には教職員数は増加している。

⁸⁹ 教員一人当たりの児童生徒数は、G5の平均は小学校17.0人、中学校14.3人に対して、日本は小学校15.9人、中学校12.9人。

照]

令和元年（2019年）給特法改正⁹⁰を受け、文部科学省は、働き方改革の徹底に向けた取組を各教育委員会に改めて求めているが、役割分担を明確にしないまま外部人材を配置するなど取組が効果的に働き方改革につながっていない事例や、学校と地域の連携・協働活動により教員の負担軽減を図ろうとする取組がむしろ教員の負担を増やしていた事例が確認されるなど、働き方改革を進める予算が十分に活かされていないおそれがある。〔資料Ⅱ－4－5、6参照〕

また、教員については、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額が支給されていること、給与負担者（都道府県・国）と服務監督者（市町村）が同一でないことから、民間企業のように働き方改革へのインセンティブがわきにくい構造となっている。このような中でも、埼玉県戸田市や熊本市など、市町村の主導で着実に働き方改革を進めている例⁹¹も存在する。働き方改革に関する一定の補助事業について、学校毎の働き方改革の取組の公表を要件とすること等により、市町村の働き方改革のインセンティブを高めていくことが重要である。また、来年に公表される教員勤務実態調査の結果も踏まえ、このような取組を更に進めていくべきである。〔資料Ⅱ－4－7参照〕

さらに、過剰な要求や学校事故への対応などの諸課題についても考慮が必要である。地方財政措置が講じられているスクールロイヤーを活用していくことや、都道府県が主導して、勤務時間外の教職員対応は原則として行わない旨を地域や保護者に周知し、協力を求めるなど、教員に過度な負担を負わせないための環境作りを併せて進めていくべきである。〔資料Ⅱ－4－8参照〕

③ 優秀な“なり手”の発掘・育成

多様な専門的知識を有する社会人等を迎え入れることにより、学校教

⁹⁰ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）。文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めること等を規定。

⁹¹ 埼玉県戸田市では欠席・遅刻連絡等の校務をデジタル化。熊本市では学校行事の精選や夏季閉庁日の設定等を実施。

育の活性化を図ることを目的とした特別非常勤講師制度が導入されているが、小中学校での届出件数は減少している。また、普通免許状を有しない者であっても、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格すれば、学校現場で働くことができる特別免許状制度についても、正規職員の採用は低調となっている。それらの原因を追究し、対応することが重要である。

教育の質を確保するためには、能力の高い人材が教育現場に参画することが不可欠であり、官と民との間で人材が流動的に行き来する仕組みを導入するなど、免許制度や採用方法について新たな仕組みを検討すべきである。〔資料Ⅱ－４－９参照〕

また、入職後の教員に対して、経験年数に応じた様々な研修の機会が提供されているが、経年での教員の付加価値（担当するこどもの学力向上の度合い）の変化を把握できていないため、研修の効果も測定できていない。研修による効果を測定し、効果の高い研修に資源を集中できる体制を整えるべきである。〔資料Ⅱ－４－10参照〕

（２）高等教育

高等教育やそれに対する財政支援の在り方について考える際においても、少子化の影響は第一に考慮すべき要素である。18歳人口は、ピークであった平成3年（1991年）の207万人に比べて約半分（113万人）となり、私立大学全体で見た定員充足率も令和3年度（2021年度）には100%を下回っている。私立大学には、環境の変化に即し、他大学との連携・統合や教育改革、学部転換も含めた積極的・戦略的な経営判断が求められている。

今後も入学者数の減少が予測される中、国立大学も含め、国の制度や支援の在り方については、量の拡大を追求するのではなく、学生の能力向上を実現できているか等の質の観点を重視していく方向に見直しを進めていく必要がある。〔資料Ⅱ－４－11参照〕

① 教育の質の更なる向上

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年10月10日(火)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 財政健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 4 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - 5 株式会社長久手温泉の経営状況について
 - 6 議案説明員について
 - 7 議員派遣の結果について
- 第4 市長の所信表明
- 第5 認定第1号令和4年度長久手市一般会計決算認定についてから認定第8号令和4年度長久手市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてまで
(議案の上程、提案者の説明、監査委員の決算審査意見報告)
- 第6 議案第42号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第5号）から議案第50号長久手市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例についてまで
(議案の上程、提案者の説明)
- 第7 議案第42号
(議案に対する質疑、委員会付託)
- 第8 同意案第15号長久手市副市長の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第9 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年10月11日(水)午前10時開議

第1 諸般の報告

- 1 請願の提出について
- 2 議案説明員の変更について

第2 諸般の報告に対する質疑

第3 議案第42号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第4 請願第1号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

（請願の上程、紹介議員の説明）

第5 認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第6号）から議案第50号まで並びに請願第1号

（議案等に対する質疑、委員会付託）

第6 議員派遣の件

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年10月27日(金)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

(A案) 田崎あきひさ 議員
ささせ順子 議員
川合ともゆき 議員
山田けんたろう 議員
野村弘 議員
木村さゆり 議員

(B案) 田崎あきひさ 議員
ささせ順子 議員
川合ともゆき 議員
山田けんたろう 議員
野村弘 議員
木村さゆり 議員

(C案) 田崎あきひさ 議員
ささせ順子 議員
川合ともゆき 議員
山田けんたろう 議員
野村弘 議員

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年10月30日(月)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

(A案) にしだ 亮太 議員
山田かずひこ 議員
おくだけんじ 議員
水野 勝 康 議員
伊藤 真 規 子 議員

(B案) にしだ 亮太 議員
山田かずひこ 議員
おくだけんじ 議員
水野 勝 康 議員
伊藤 真 規 子 議員
大 島 令 子 議員

(C案) 木村 さ ゆ り 議員
にしだ 亮 太 議員
山田かずひこ 議員
おくだけんじ 議員
水野 勝 康 議員

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年10月31日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

(A案) 大島 令子 議員
わたなべさつ子 議員
なかじま和代 議員
富田 えいじ 議員

(B案) わたなべさつ子 議員
なかじま和代 議員
富田 えいじ 議員

(C案) 伊藤 真規子 議員
大島 令子 議員
わたなべさつ子 議員
なかじま和代 議員
富田 えいじ 議員

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年11月9日(木)午前10時開議

第1 認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号から議案第50号まで並びに請願第1号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和5年8月19日

長久手市議会広報広聴協議会広報部会長 さとうゆみ

議員派遣結果報告書

令和5年第2回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

1 件名

第36回愛知県町村議会広報研修会

2 目的

議会だよりに関する事項の研究

3 派遣場所

アイリス愛知

4 期間

令和5年8月9日（水）

5 派遣議員

さとうゆみ、野村弘、木村さゆり、田崎あきひさ、山田けんたろう、
わたなべさつ子、水野勝康、にしだ亮太

6 概要

演題 「住民に読まれ、伝わり、議会の見える化へ～議会広報の基本と編集～」
「議会広報クリニック」

講師 議会広報サポーター 芳野政明氏

7 感想

議会広報サポーターの芳野政明氏を講師に議会広報の基本と編集について、3時間の研修を受けた。前半は、議会広報を発行する意義や作り方の基本を学んだ。後半は、参加した議会が実際に発行した令和5年3月議会号の良い点、悪い点を講師が講評する広報クリニックが行われた。講師の指摘から、長久手市議会の議会だよりの改善すべき点を広報部会員全員で共有できたので、今後の編集作業に反映させていく。1年前の広報クリニックで講師から指摘されたことを1年間かけて改善してきたところ、「議決事項を伝えながら、議事公開も高い水準にある」「特に各委員会の審査が読みやすく、分かりやすくなってきた」「一般質問の見出しの長さを2行以内にしたのは進化」と良い評価を得ることができた。

長久手市議会の令和5年3月議会号(N0. 133)への講師からの主な指摘は以下のものであった。

- ・定例会期間の記述がないため、表紙に3月定例会と書くのではなく、何月何日から何月何日まで開催されたかを書くといい。

- 予算のページの大見出しが「令和5年度一般会計予算」と平凡なので、予算の特徴か、重点事業の動向を示して関心を持ってもらうようにする。(愛西市議会の事例：令和5年度予算 子育て・教育に独自支援～1歳児給付金・被災地への体験学習～)
- 反対討論、賛成討論を掲載しているのはよいが、誰が討論をしたのか議員名を出すべき。各討論の要約文だけを載せるのではなく、討論のポイントが分かる小見出しをつける必要がある。
- 視察報告は、どのような学びの成果があったのか見出しで示す。
- ○×表は、議案名だけで内容が理解できないものも多いため、主な内容説明を出し、分かりやすくする。(賛否が分かれたものだけ書けばよい)
- 議会傍聴記は好企画であり、常設企画とするとよい。傍聴記の文章の最初に見出しをつけるべき。

以上

令和5年9月29日

広報広聴協議会広聴部会長 山田かずひこ

議員派遣結果報告書

令和5年第2回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

- 1 件名
第11回長久手市議会議会報告会
 - 2 目的
議会活動の報告
 - 3 派遣場所
西小校区共生ステーション、前熊一ノ井集会所
 - 4 期日
令和5年9月3日（日）
 - 5 派遣議員
全議員
 - 6 概要
14時から16時まで 2時間
 - 議会活動の報告
ぎかいたいむ8月号の配付にて報告とした。
 - 意見交換
西小校区共生ステーションは、グループA・Bに分かれて意見交換
前熊一ノ井集会所は、1グループにて意見交換
 - テーマ
 - ①どんなまちにしたいか
 - ②教育・子育てについて
 - ③フリートーク
- 参加者 西小校区共生ステーション 19人
前熊一ノ井集会所 14人

7 所管

今回の議会報告会は、2会場で同時開催した。ぎかいたいむ8月号の配付にて議会報告とし、意見交換を重視した。西地区・東地区の各グループとも、あらかじめ用意されたテーマのもと、活発な意見交換ができた。

西地区は、参加者の年齢層が高く、設定したテーマが合わなかったように感じた。

東地区は、新興住宅地で若い年齢層の方々が多く、昨年自治会も発足し、加入率も70%となっている。意見交換においても地域の課題、要望を聞くことができ、早期に調査する予定である。

アンケート結果では、議会報告会に対する評価は満足16件、どちらともいえない7件、不満1件と回答している。不満足の方の理由として「1グループあたりの人数が多いため、発言時間が十分でなかった。」これらを反省点として次回に活かしていきたいと考える。

今後は、北地区・南地区・市が洞地区・岩作地区での開催を行う必要がある。また、さまざまな団体との意見交換を行えば、もっと課題が深掘りできるのではないかと考える。

令和5年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和5年11月30日～12月21日 22日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	11月30日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	12月1日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	12月2日	土		休 会
第4日	12月3日	日		休 会
第5日	12月4日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	12月5日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	12月6日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	12月7日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	12月8日	金		予 備 日
第10日	12月9日	土		休 会
第11日	12月10日	日		休 会
第12日	12月11日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第13日	12月12日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	12月13日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	12月14日	木		予 備 日
第16日	12月15日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第17日	12月16日	土		休 会
第18日	12月17日	日		休 会
第19日	12月18日	月		予 備 日
第20日	12月19日	火	午前10時	議会運営委員会
第21日	12月20日	水		休 会
第22日	12月21日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

11月17日(金) 午前10時 議会運営委員会

11月22日(水) 午前8時30分から午後5時まで 及び 11月24日(金) 午前8時30分から正午まで
一般質問通告受付

11月24日(金) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月28日(火) 午前10時 議会運営委員会